

富士吉田市住宅用太陽光発電システム補助金 Q&A

Q1

補助を受けることができる条件を教えてください。

A1

補助金交付要綱第3条の要綱をすべて満たしている個人の方が対象です。  
※一世帯あたり最大出力10kw以上の発電システムは対象外ですので、ご注意ください。

Q2

既に住宅用太陽光発電システムを設置していますが、そのときは申請をしなかったため、過去に市から補助金はもらっていません。この場合、太陽光パネルを増設するときに補助金は貰うことができますか？

A2

新規普及を目的とした制度なので、過去の補助金受領の有無に関係なく、増設は補助の対象外となります。

Q3

事前申請は必要ですか？

A3

事前申請は不要です。電力会社との受給契約後3ヵ月以内に申請をして下さい。

Q4

直接申請書を持っていく場合は、本人でなくてもいいのですか？また、申請書は郵送をしても構いませんか？

A4

本人でなくても結構です。  
郵送で構いませんが、書類や記載の不備があった場合にお手数をお掛けする場合がございますので、ご了承ください。

直接持ち込んで頂ける方は  
富士吉田市役所・西別館1階の環境政策課までお願いいたします。  
(富士吉田市下吉田6-1-1 Tel. 0555-(22)1111)

Q5

二世帯住宅で、それぞれが太陽光発電システムを設置する場合には、補助金はどうなりますか？

A5

生計が別であり、電力会社との受給契約も別である場合は、双方に補助が可能です。  
詳しくは環境政策課までお問い合わせ下さい。

Q6

交付申請書の添付書類に、案内図と完成後の写真とありますが、どういったものがいいのでしょうか？

A6

案内図は決まったものはありませんが、なるべく申請された住宅の場所がわかりやすいものを添付していただければ結構です。

写真は、完成後の住宅全体とソーラーパネルが写るように撮っていただいたもの・同じ構図での完成前の住宅全体写真を添付して下さい。

Q7

最大出力と補助額の計算の仕方を教えてください。

A7

例えば、最大出力が4.555kwの場合、小数点以下2桁未満は四捨五入していただき、申請書の最大出力の欄には4.56kwとご記入下さい。

補助額はそれを基準とし、 $4.56\text{kw} \times 40,000\text{円}(\text{kw当り補助金})$ で計算しますので、この場合の補助額は、182,400円となります。

Q8

申請してから、補助金の交付まではどのくらいかかりますか？

A8

申請書をこちらで受理してから審査致しまして、問題がなければ交付額決定通知書を翌月の月中にお送りします。その中に交付日と交付額が記載されております。通常は、申請書をこちらが受理した翌月の送付、月末に補助金交付が目安となります。

Q9

住宅用太陽光発電システムが設置されているモデルハウスを購入する場合は補助の対象になりますか？

A9

住宅用太陽光発電システムの購入費が明確であれば、補助の対象になります。

Q10

市外から転入し、市税がない場合は市税納付済証明書を添付しなくてもよいですか？

A10

前住所地の税を完納した証明書を添付していただきます。また、市内に住所を有することを確認するため、住民票も添付していただきます。